

定額減税補足給付金 (調整給付金) のご案内

調整給付金の支給対象者に該当するため、
同封の書類をご確認下さい。

給付金を受給するためには、申請が必要です。

「定額減税補足給付金(調整給付金) 支給確認書」

を提出して下さい。

記載漏れや不備書類がございますと、支給に時間がかかりますのでご注意ください。

申請方法

- ① 返信用封筒で返送
- ② 来庁（深谷市役所本庁舎2階2-1-A会議室）
- ③ 電子申請

マイナンバーカード等で登録済の
公金受取口座のみ

※詳細はQRコードからご覧下さい。▶



支給額

**「定額減税補足給付金(調整給付金)支給
確認書」の表面中段に記載されています。**
(個人によって異なります。)

申請期限

令和6年10月31日(木) (当日消印有効)

※申請期限を過ぎますと調整給付金を受け取ることが
できませんのでご注意ください。

振込時期

受理後概ね1カ月から1カ月半程度

※振り込み完了後に振込通知を送付します。

なお、振り込み日に関する個別のお問い合わせには
お答えしかねますため、あらかじめご了承ください。

—————【お問い合わせ】—————

深谷市定額減税補足給付金コールセンター

 **048-577-6626**

受付時間 〈平日〉8:30～17:15 〈木曜のみ〉8:30～19:15
(土日祝を除く)